

Funded by a grant from the Scientific Research Program (Creative),
the Japan Society for the Promotion of Science

READ -J - 08-10

障害者の権利条約と知的障害者

長瀬修
東京大学大学院経済学研究科

初稿: 2009 年 2 月

READ Discussion Papers can be downloaded without charge from
<http://www.read-tu.jp>

Discussion Papers are a series of manuscripts in their draft form. They are not intended for circulation or distribution except as indicated by the author. For that reason Discussion Papers may not be reproduced or distributed without the written consent of the author.

障害者の権利条約と知的障害者

東京大学大学院経済学研究科

長瀬修

和文要旨

1971年の精神遅滞者の権利宣言から本格化した、障害分野の権利保障の取り組みは、1987年の最初の条約提案から20年を要して、2006年12月に国連総会での障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）の採択に到達した。同条約は障害者を保護される客体から、権利の主体へと転換する、パラダイムシフトを示すものである。同条約の交渉過程において、本人活動を基盤とした知的障害者を含む、障害者の代表が果たした大きな役割はまさにそれを象徴している。知的障害分野にとって重要な条文には、家族、コミュニケーション、合理的配慮の欠如と差別、障害のある子ども、意識向上、アクセシビリティ、生命に対する権利、法の前における平等な承認、自立した生活及び地域社会へのインクルージョン、家庭及び家族の尊重、教育、労働及び雇用、などが含まれる。

キーワード： 条約、権利、差別